

ドイツにおける研究倫理への取り組み(1)：
「DFG提言」(1998)および「補遺」(2013)の検討を中心

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学教育学部 公開日: 2014-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 基貴, 山本, 隆太 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007855

ドイツにおける研究倫理への取り組み（1）

—「DFG 提言」（1998）および「補遺」（2013）の検討を中心に

Academic Integrity in Germany -How DFG Try to Control Academic Misconduct-

藤井基貴¹ 山本隆太²
Motoki FUJII Ryuta YAMAMOTO

(平成25年10月3日受理)

はじめに

研究不正行為（Academic Misconduct）の防止に対する国際的な関心が高まっている。我が国では2013年1月、日本学術会議声明「科学者の行動規範—改訂版—」が発表され、「研究費の不正使用」、「論文捏造・偽造・盗用」、「教育啓発の徹底」、「科学研究の利用の両義性」、「オーサーシップ」、「科学者の社会的責任」等に関連する項目への加筆修正がなされ、これを参照して各大学・研究機関においても倫理綱領や行動指針を改正する取り組みが急がれている。

世界において、いち早く研究倫理に対する取り組みが進められたのはアメリカであった。1980年代初期、アメリカでは実験データのねつ造が相次ぎ、研究者の不正行為に対する社会的関心が高まることがある。1981年、アル・ゴア議員が議長をつとめた「科学技術監視委員会」（Investigations and Oversight Subcommittee of the House Science and Technology Committee）は、科学者の「自律性」だけでは問題の解決は困難であるという認識を示し、これを受けてアメリカ議会は研究資金を配分する機関に対して不正行為への対応策を求めた。こうして国立衛生研究所（National Institutes of Health, NIH）や米国科学財団（National Science Foundation, NSF）が不正告発のルールづくりを進め、1985年連邦政府は助成を受ける条件として、研究機関に不正行為に対する管理の仕組みを確立することを法律で命じた。同法を受けて米国公衆衛生庁（United States Public Health Service, PHS）に研究公正局（Office of Research Integrity, ORI）が創設され、研究機関からの不正事例申立ておよび告発に対して公式な調査にあたるとともに、「責任ある研究活動」に向けた教育・啓蒙活動を展開している。

これに対して、研究者および大学の自律性に対して高い信頼を置いてきたドイツでは、どのような取り組みがなされてきたのであろうか。ドイツにおいて研究不正に対する取り組みが本格化したきっかけにはドイツ最大の研究不正事件が関わっている。1997年、細胞成長に関する基礎医学の研究者ヘルマン（Friedhelm Herrmann）とその助手ブラッハ（Marion Brach）による共同研究において実験事実の不正が明らかとなった。二人は1988年から1996年の間に37の論文を発表し、それらすべてにおいてデータの捏造、操作および偽造を繰り返していたのである。「ヘルマン・ブラッハ事件」として知られる同事件はドイツの研究界を大きく揺るがすこと

1 学校教育講座

2 早稲田大学教育学部

ととなった。

ただちにドイツ最大の研究助成機関であるドイツ研究振興協会 (Deutsche Forschung Gemeinschaft, DFG) は、先行するアメリカやデンマークなどの取り組みを参考にしながら、同年「学術研究におけるセルフ・コントロール委員会」を設置し、翌1998年には「学術研究の善き実践の確保」(*Empfehlungen zur Sicherung guter wissenschaftlicher Praxis*, 以下 DFG 提言)¹ と題する16の提言を発表する。同提言をうけて、ドイツ大学長会議 (Hochschulrektorenkonferenz, HRK) はモデル・ガイドラインを策定し、各大学および研究機関においてもルールづくりが進められてきた。同提言が示されて15年が経過した2013年7月、DFGは部分改訂版である「補遺」を発表した。本論文は、同提言が改訂された背景、改訂内容の分析を中心として、現在のドイツにおける研究倫理および研究不正行為への取り組みを検討しようとするものである²。

1 「DFG 提言」(1998) 以降の研究不正行為

DFGによる提言以降もドイツではたびたび研究不正行為の問題が取り沙汰されてきた。とりわけ大きな事件として知られるのが「ベル研事件」である。2000年から2001年にかけて、ベル研究所の物理学者ヤン・ヘンドリック・シェーン (Jan Hendrik Schön) は数々の論文を一流科学雑誌『サイエンス』や『ネイチャー』に掲載した。2002年、その実験結果のほとんどにデータの捏造があったことが調査によって明らかとなった。シェーンによる高温超伝導研究は、当時同分野において世界最高峰の技術力を誇ったと言われるベル研究所によって行われ、そのことが他の研究機関での追試・再現実験を諦念させる要因ともなっていた。また、彼が発表した論文には著名な研究者も指導者として名を連ねていたにも関わらず、誰も実験事実の確認を行っていなかった。この事件は業績主義の中で横行する「名誉オーサーシップ」あるいは「ギフトオーサーシップ」と呼ばれる共著論文の慣行を見直すきっかけともなる。

また、近年では政府要人の過去の博士論文における盗用も話題となった。2011年に39歳の若さで国防大臣に就任したグッテンベルク (Karl-Theodor Freiherr von und zu Guttenberg) は2007年にバイロイト大学に提出した博士論文での盗用を指摘され、政界を追わされている。2013年には教育大臣シャヴァーン (Annette Schavan) が1980年にデュッセルドルフ大学に提出した博士論文での盗用疑惑を指摘され、大臣を辞したことは記憶に新しい。ドイツでは博士号の取得が社会的信頼を象徴するものとなっており、政財界にも博士号取得者は少なくない。両大臣の事例は過去の研究手続きの不正をどこまで遡って、その社会的責任を問うべきかという問題を提起しただけでなく、研究機関や科学者の自律性にゆだねられてきた研究不正に対する取り組みそのものを問い合わせなおす契機ともなった³。

こうしたなか2011年6月20日、連邦と州の研究担当大臣によって構成される「共同学術協議会」(Gemeinsame Wissenschaftskonferenz, GWK) において「学術研究の善き実践の確保のために、新たな進展に基づき、国際的な発展を考慮して必要な部分においては提言を現況に合わせる」ことが決議される。これを受けて、同年11月29日ドイツ研究機関連盟(Die Allianz der deutschen Wissenschaftsorganisationen)は「学術研究の善き実践について」と題したシンポジウムを開催し、翌年2月14日におけるGWK会議では提言の部分改訂の必要性が確認される。また、メディアからも DFG 提言がもはや現在の研究不正行為に対応していないという声が相次いだ⁴。こうして2013年7月13日、DFGは提言の部分改訂版を「補遺」として発表する⁵。

2 DFGによる研究不正行為に対する取り組み

2-1 DFGの概要

ドイツでは総合大学、専門大学、大学以外の研究所、連邦研究所、州立研究所など750にのぼる研究機関が公的資金で運営されている。これに加えて、民間企業の研究組織も多数存在する。近年、ドイツ連邦政府は各研究機関における研究基盤の整備に力を入れるとともに、「エクセレンス・イニシアティブ」と呼ばれる競争的資金を導入して、優れた成果が期待される研究プロジェクトに対しては予算の重点的な配分を行っている。

研究支援の方式は日本の運営費交付金に相当する政府からの直接的な交付と、科研費に相当する優れた研究プロジェクトへの交付とがある。後者の研究支援を担っているのがDFGであり、DFGは国の予算によって運営されるドイツおよびヨーロッパ最大の公的な研究助成機関である。

2011年度実績においては、連邦政府から16.2億ユーロ、各州から7.9億ユーロ、EUからの予算配分と個人寄付からの700万ユーロの合計24.1億ユーロを運用している。

ドイツにおける研究支援組織としては、他にもマックスプランク協会、フランホーファー協会、ヘルムホルツ協会、ライプニッツ協会等がある⁶。これらの研究支援組織はそれぞれ自前の研究所を有しており、

表1 研究助成の内訳(2011年度)

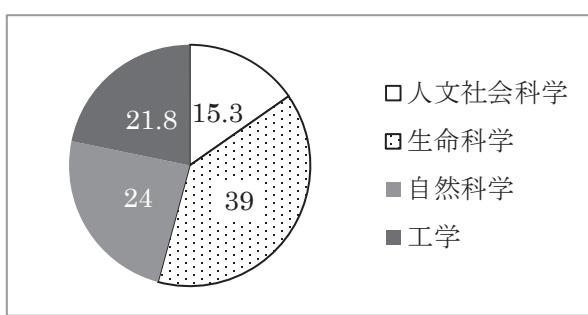
ドイツ研究機関連盟にも名を連ねているが、予算規模においてDFGは突出した存在である。またDFGは、タックスペイヤーである国民からの負託を受けた研究助成機関として政府からも独立した権限を有している。

DFGは最大のミッションである競争型選抜による研究助成をはじめとして、キャリア支援、国際共同研究の奨励、産学連携強化および関連団体への助言を積極的に行ってき。研究助成の審査にあたってピア・レビューを採用しており、23,000人以上の研究者（主に大学の研究者）がレビュアーとなっている。研究助成の対象は広範囲に及ぶ。2011年度の全体の予算をみると、生命科学分野が39%、次いで自然科学（24%）、工学（21.8%）、人文社会科学（15.3%）であり、基礎研究から応用研究まで幅広く助成していることがわかる（表1）。

2-2 DFGの歴史

1920年、DFGの前身となるドイツ学術扶助会(Notgemeinschaft der Deutschen Wissenschaft)が学術のセルフ・コントロールおよび自己組織という理念の下設立された。1920年11月30日設立集会当時の規約では、その組織の目的を、第一次世界大戦後の経済的困窮において、ドイツの学術研究がその経済的困窮状態に起因する危機を回避することと定めた。

第二次世界大戦中にはナチス政権による政治統制を経験したものの、1949年には再び大学や奨学金団体、州の文部省などを構成員としてドイツ学術扶助会が設立されることとなった。1951年にはマックスプランク学術振興協会を中心とするドイツ研究評議会(Deutscher Forschungsrat)と統合し、現在のDFGへと続いている。現在のDFGの組織および管轄は図1の通りである。本部はドイツのボンにあり、ベルリンに支部がある。また、ワシントン、



ニューヨーク、モスクワ、ニューデリー、東京に在外事務所が置かれており、北京には中国・ドイツ研究振興センターを構えている。

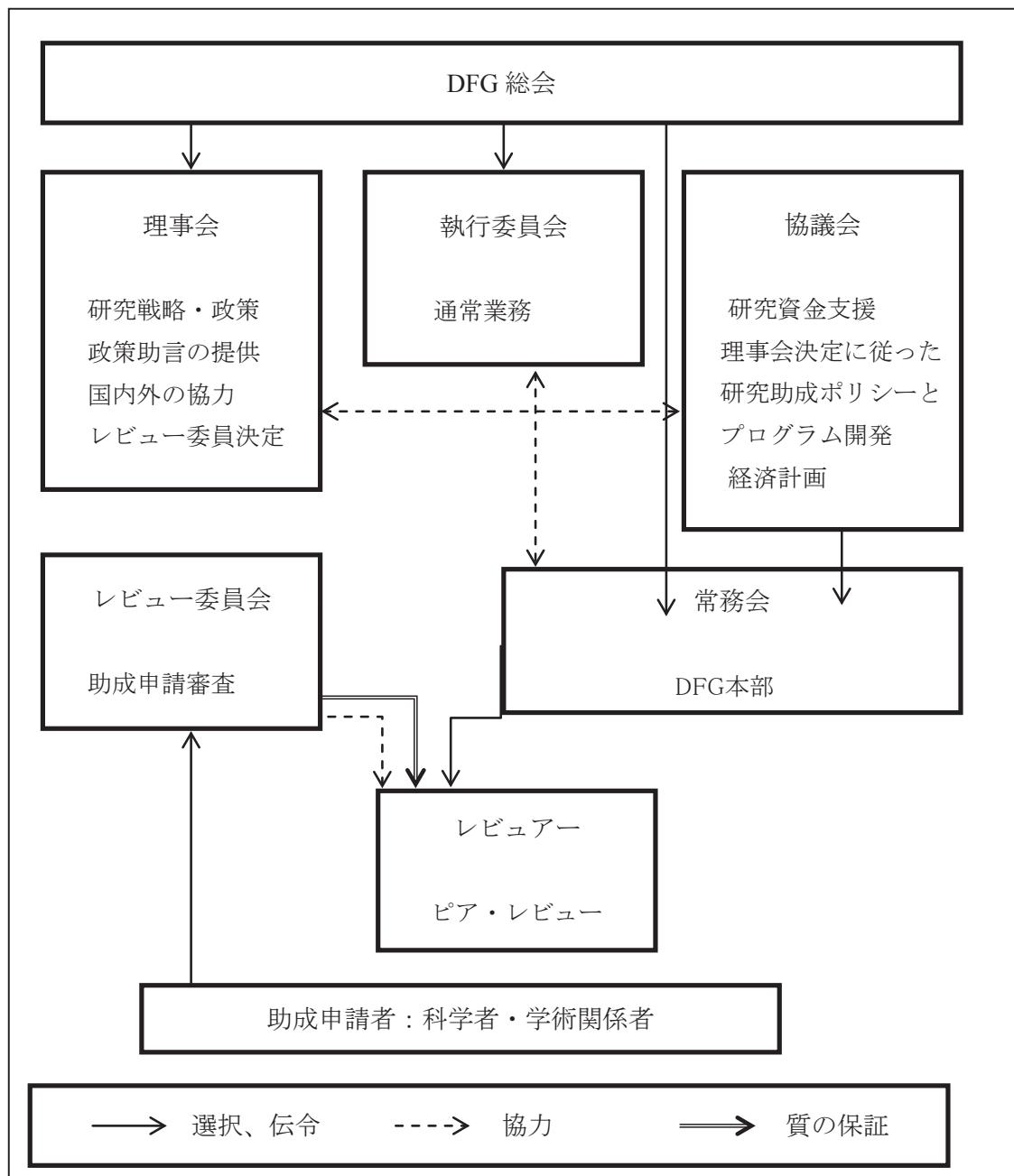


図1 DFG組織構成図

2-3 DFG提言の基本方針

DFGより提供された資料を元に、DFG提言の基本方針を確認しておこう。同提言には三つの基本原則がある。それは研究不正行為に対する対策を定めること、研究結果を正確に記録し、かつその省察を欠かさないこと、研究同僚や競争相手あるいは先行する研究成果に対する誠実さを失わないことであり、DFGはこうした行動指針を全ての学術研究活動の基本原則として位置づけている。さらに書き学術実践へといった過程には、研究グループ内での協力姿勢の確

立とそれを統括するリーダーシップの責任の明確化、若手研究者に対する指導と支援の確保、研究によって生成された一次データの保護および保管の徹底、学術刊行物に対する責任が含まれる。これらの基本原則の確実な実践に向けて以下の三つの柱を設けている。

- ①学術におけるセルフ・コントロール委員会
- ②研究費利用に関するガイドライン
- ③研究不正行為への対処手続き

セルフ・コントロール委員会はDFG理事会（Executive）により1997年、重大な研究不正行為を調査する組織として立ち上げられた。12人で構成された同委員会メンバーは国際的な専門家集団によって組織されており、不正行為の原因調査、不正防止措置の検討、学術研究のセルフ・コントロールについて現存するメカニズムの審査およびその保全のための助言が任務とされた。提言は当委員会が中心となってまとめている。当時のメンバーは表2のとおりである。

- | |
|--|
| ①ウルリケ・バイジーゲル教授：ハンブルク大学附属病院内科 |
| ②ヨハネス・ディヒガヌス教授：チュービンゲン大学附属病院神経科 |
| ③ゲルハルト・エルトル教授：マックス・プランク協会フリッツ・ハーバー研究所 |
| ④ジークフリート・グロースマン教授：マールブルク大学物理学部 |
| ⑤ベルンハルト・ヒルト教授：ローザンヌ・エパランジュ、スイスがん実験研究所 |
| ⑥クロード・コードン教授：INSERM U 159 神經内分泌学 |
| ⑦レナート・フィリップソン教授：ニューヨーク大学スカーボール生体分子医学研究所 |
| ⑧エーベルハルト・シュミット＝アスマン教授
：ハイデルベルク大学ドイツ・ヨーロッパ行政法研究所 |
| ⑨ヴォルフ・ジンガー教授：フランクフルト・アム・マイン、マックス・プランク脳研究所 |
| ⑩コルネリウス・ヴァイス教授：ライプツィヒ大学化学・鉱物学部 |
| ⑪ザビーネ・ヴエルナー教授：マーティンスリー、マックス・プランク・生化学研究所 |
| ⑫ビヨルン・H. ヴィーク教授：ハンブルク、ドイツ電子シンクロトロン |

表2 「DFG提言」(1998)の作成に関わった自己規制委員会のメンバー一覧

また、DFGに研究資金提供を申請する者は他の諸条件に加えて、提言の理念を確実なものとするために提言を元にした規則を設けていることと、研究に関わるものが規則に従うことを見約することが支援対象の条件となっている。

DFG合同委員会がまとめた「手続きのルール」(2001年作成、2011年改訂)によれば、不正行為として含まれるものは「虚偽記載」、「知的財産権の侵害」、「同意を得ていないオーサーシップ」、「研究活動の妨害（実験データの破棄等を含む）」、「他者の研究不正行為への加担」、「レビュワーとしての研究不正行為」であるとされる。大学や研究機関における研究不正行為の代表例は「捏造」(fabrication)、「偽造」(falsification)、「盗用」(plagiarism)の頭文字をとってFFPと総称される。今日においては、研究不正行為はFFPを中心項目としながらも、責任ある研究活動全般に対する逸脱を指すことが一般的となっている。

例えば、経済開発協力機構（OECD）はより広義の研究不正行為として、研究計画上の不備、ずさんなデータ管理、ハラスメント行為、不当なオーサーシップの要求、研究資金の誤った運用等を挙げている⁷。DFGの研究不正行為のとらえ方もこれに倣ったものであるといえよう。

加えて、近年では共同研究の国際化が進んでおり、国際的な研究組織に対する研究助成機関の対応策が新たな課題となっている。

2-4 研究不正行為の処分への対応および手続き、オンブズマン制度

研究不正行為が明らかになった場合、以下のような対応および手続きが取られる。合同委員会による処罰は文書での懲戒、研究助成への応募資格の停止、助成の撤回、出版物の訂正(erratum)もしくは撤回、DFG委員会メンバーからの除籍、投票権の停止である。

また、第三者機関としてオンブズマン制度を導入している点は最大の特徴ともいえる。オンブズマン制度はDFG評議員会(Senate)によって1999年に設立され、任期は3年間となっている。各大学および研究機関におかれ るオンブズマンは独立性を保ち、DFGからの研究助成の授受に関わらず、すべての研究者・学術関係者に対して助言および支援を行っている。秘匿性、平等性、透明性の理念に基づいて独自の手続きガイドラインを持っており、DFGに対しては年間報告書を提出する。

DFGは研究不正行為に対してオンブズマン制度を活用することを当初から重視してきた。よく知られているようにドイツ連邦共和国の憲法である「基本法」5条3項は「学問、研究および教授の自由」を保障し、ドイツでは歴史的にも大学および各研究機関がそれぞれ高い自主性および自律性を有している。とりわけ、戦後においては政治権力が研究界に介入することに対



写真1 年間報告書

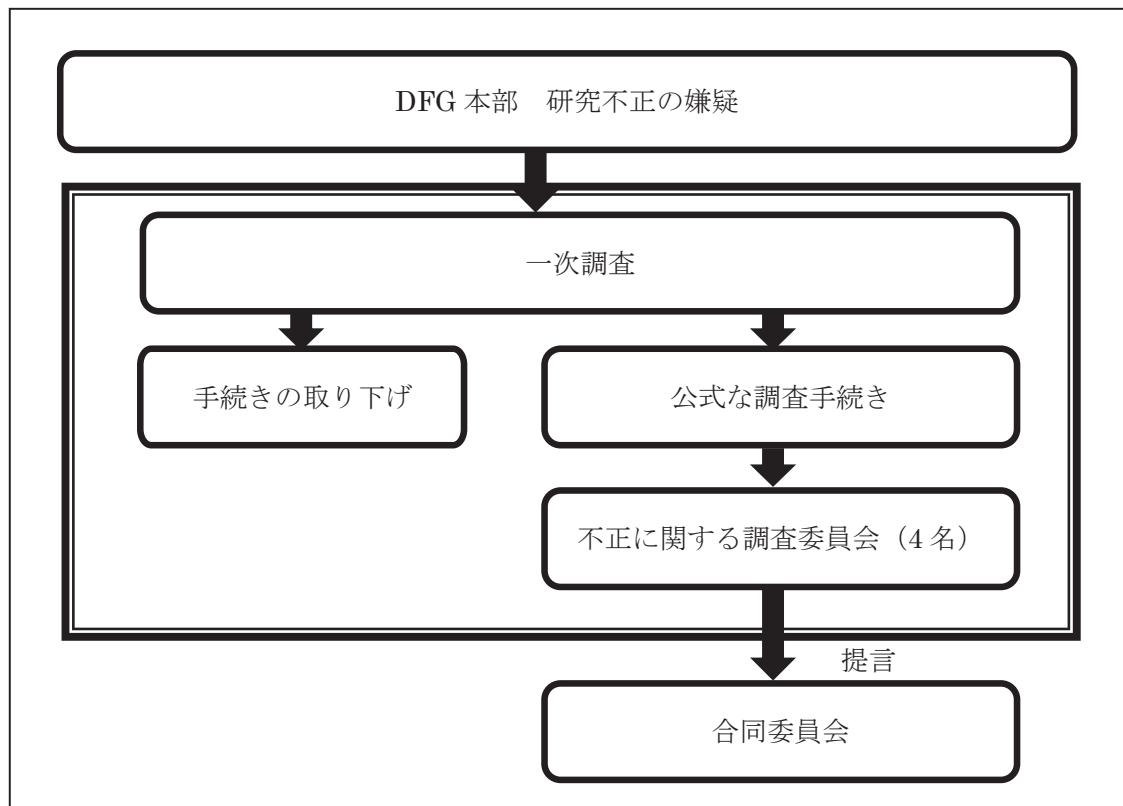


図2 研究不正行為に対する処分の手続き

して一貫して慎重な態度を保ち、研究不正行為に対しても「法化」によるハードな対処・規制ではなく、提言および手続きの厳格化というソフトな対応を選択してきた。これが一方で研究不正行為に対する対応の甘さという社会的非難を招く要因ともなっているのであるが、DFGはオンブズマン制度の実績と改善を積み重ねることで「研究者共同体」を中心とするセルフ・コントロールの高度化を推進している。その理念や方針は大学および各研究機関においても共有されていると言ってよい。

3 DFG提言（1998）と補遺（2013）の内容比較分析

3-1 提言本文の改訂箇所

DFG提言は「序言」、「1 提言（各解説を含む）」、「2 学術システムの問題」、「3 国外の取り組み」、「注釈」からなる。改訂版のDFG提言には新たに17項として「内部告発」が書き加えられ、他の提言本文においても修正・補筆がなされている。表3がその一覧である。

	1998年版	2013年改訂版(下線部は修正・補筆箇所)
提言1	<p>学術研究の善き実践の規則は（普遍的な、そして必要に応じて個々の分野に向けて詳述された）特に、以下のテーマを網羅すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学術論文について的一般原則、例えば — 規則に従って研究すること — 結果を文書に記録すること — すべての結果を自ら徹底的に疑うこと — 共同研究者やライバル、先行研究者の貢献を顧慮して厳格な誠実さを保つこと — 共同研究と研究グループ内での指導責任（提言3） — 後進の研究者の後見（提言4） — 一次資料の確保と保管（提言7） — 研究業績（提言11） 	- (該当なし)
提言2	<p>大学と、総合大学以外の研究機関は、研究メンバーの協力のもと、学術研究の善き実践の規則をまとめ、その規則をすべてのメンバーに周知し、規則についての義務を負わせるものとする。この規則は後進の研究者の教育と育成の確固たる要素となるべきである。</p>	- (該当なし)

提言3	あらゆる大学と研究施設の指導部は、個々の学術研究上の単位の大きさによって、指導・監督・衝突の調整・質の確保といった任務が明確に割り当てられ、そして保証されることと、その任務が実際に引き受けられることを確実にする、適切な組織の責任を担っている。	- (該当なし)
提言4	後進の研究者の育成と援助には、特別な注意を払わなければならない。大学と研究施設は、彼らの後見のために原則を開示し、個々の研究グループの指導者に、その原則を義務づけるべきである。	- (該当なし)
提言5	大学と研究施設は、衝突や、予想される逸脱行為の問題の渦中にあるメンバーが相談できる、独立した信頼できる人物や相談員を予め決めておくべきである。	大学と研究施設は、 <u>学術研究の善き実践や、予想される学術上の逸脱行為の問題の渦中にあるメンバーが相談できる、独立した信頼できる人物や相談員（オンブズマン）</u> を予め決めておくべきである。 <u>大学と研究施設は、信頼できる人物や相談員（オンブズマン）</u> が施設で周知されるよう配慮する。
提言6	大学と研究施設は評価の尺度として質が常に量よりも重要となるように、試験や学位の授与、昇進、雇用、招聘、資金配分に関する業績基準や評価基準をしっかりと定めるべきである。	- (該当なし)
提言7	刊行物の基盤としての一次データは、長期保存可能で、確実な媒体のもとで、データが作成された機関に10年間保管されるべきである。	- (該当なし)

提言8	<p>大学と研究施設は、学術上の逸脱行為への非難の対処に対する手続きを、前もって決めておくべきである。手続きは、そのために認可された機構によって決議されるべきであり、以下に述べる懲戒権も含めた、関係する法的な規則を考慮して以下のことを包括すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> — たとえば、資料の捏造と歪曲、剽窃、査読者または上司としての背任行為など、善き学術の実践（提言1）との境界で学術上の逸脱行為とみなされる事態の定義 — 事情確認の調査に関する権限や（立証責任の規則を含む）訴訟手續、期限 — 当事者または関与者への聴取、守秘義務、利益相反の排除のための規則 — 立証された逸脱行為の深刻さの度合いに依拠した制裁 — 制裁の決定に関する権限 	- (該当なし)
提言9	<p>代表組織には統合されない、大学以外の研究機関に対しては、特に学術上の逸脱行為手続き（提言8）について、共同手続きが推奨される。</p>	- (該当なし)
提言10	<p>学術研究の専門学会は、その勢力範囲について学術研究の善き実践のための基準を検討・作成し、メンバーにその義務を負わせ、基準を一般に公開するべきである。</p>	- (該当なし)
提言11	<p>学術刊行物の著者はその内容について常に共通して責任を負う。いわゆる「名誉オーサーシップ」は除外される。</p>	<p>学術刊行物の著者はその内容について常に共通して責任を負う。<u>著者とは、学術刊行物に本質的に貢献した者のみを指す。</u>いわゆる「名誉オーサーシップ」は除外される。</p>

提言12	<p>学術雑誌は執筆要綱の中で、提出された論文の独自性とオーサーシップについての基準を顧慮し、最も国際的で一般的な実践に対応していることを明らかにするべきである。提出された原稿の査読者は、機密保全と利益相反のないオープンな態度の義務を負うべきである。</p>	<p>- (該当なし)</p>
提言13	<p>研究助成団体は、法形態の基準に従い、申請要綱の中で、自分そして他者の先行研究や、研究計画、提携、その他の計画すべてのために要求された申し出の正確さについての明確な基準をまとめ、不正確な申し出の影響への注意を喚起すべきである。</p>	<p>- (該当なし)</p>
提言14	<p>承認された資金の使用に関する要綱において、計画の責任者は学術研究の善き実践（提言1）の遵守の義務を負う。もし大学あるいは研究機関が単独のまたは同じ権利を持った受領者であるなら、そこで学術研究の善き実践と、逸脱行為についての非難の対処（提言8）についての規則が構築されなければならない。提言1から8までを守らない組織には助成金を支給すべきではない。</p>	<p>- (該当なし)</p>
提言15	<p>研究助成機関は無償の審査員に、委託された申請書類の守秘と利益相反のないオープンな態度を義務づけるべきである。助成機関は、審査員が適用することを見込んだ判断基準を詳細に記すべきである。研究業績の量的な指標（たとえば、いわゆるインパクトファクターなど）を無反省に用いて、助成を決定する根拠とすべきではない。</p>	<p>- (該当なし)</p>

提言16	<p>ドイツ研究振興協会は——たとえばオンブズマンあるいは少人数からなる委員会の形で——独立した担当部局を招聘し、必要な研究資金を支給すべきである。すべての研究者は、学術研究の善き実践と学術研究上の不正行為による違反の問題で、助言と支援を受けるために、担当部局を任意に利用することができる。担当部局は、毎年、そうした問題について報告することになっている。</p>	<p>- (該当なし)</p>
提言17		<p><u>学術研究の逸脱行為についての疑惑を詳述できる形で指摘する研究者（警告者、いわゆる告発者）は、それによって自身の学術上・職業上の前進についていかなる不利益も被ってはならない。</u> <u>信頼できる人物（オンブズマン）と同様、疑惑を調査する施設も、この保護のために適切な方法で尽力しなければならない。</u>告発者の訴えは「善意から」行われなければならない。</p>

表3 DFG提言(1998)と補遺(2013)の提言本文

以下では各項目についての解説部の主な改訂箇所について整理検討しておこう。

3-2 DFG提言「解説部」の改訂箇所

提言4 「後進研究者の支援」

「補遺」では若手研究者への支援に一つの重点が置かれている。提言4の解説部では「後進の研究者の研究終了を適当な期間内で援助し、さらなる学術的キャリアを支援することは、後進の研究者に対する後見義務の内容に数えられる」と新たに加筆されており、指導者と博士学位請求者の間での当初の取り決めがなされることを推奨し、かつ指導者には積極的なキャリア支援を行うよう求めている。

提言5 「独立した相談者」

研究不正行為に関する相談にあたっては「利害衝突を避けるために、学長代理や学部長、またはある施設で他の管理職にある人物が就くべきではない」ことが加筆された。加えて、オンブズマン制度の運用にあたって、オンブズマンの負担に関する考慮やオンブズマンの指名にあたっても研究上の利害関係のないことが注意として書き添えられている。

提言7 「研究データの保管」

研究データの保管に関して一次資料として「測定結果や収集品、研究アンケート、細胞培養、

原料検査、考古学上の発掘品、アンケート用紙」が明記された。これに加えて保管期間の短縮規定やデータ閲覧に関する規定を設けることの必要性も書き添えられている。

提言8 「総合大学・総合大学以外の手続きの保護と強化」

不正行為への対応は十分な法的根拠を持って進められることが加筆された。加えて、学位剥奪に関わるケースにおいては、新たに「学術研究におけるセルフ・コントロール」委員会のメンバーが審議権付きで参加することが推奨されている。

提言12 「学術雑誌の査読指針」

「名誉オーサーシップ」については「一般的見解では、いかなる場合も容認され得ない。施設の責任者や上役の地位と同様、かつての上役の地位もまた、それだけでは共著者性の根拠とならない」と加筆されている。具体的には、以下の内容だけで共著者とすることを「不十分」と明記し、こうした貢献については謝辞にとどめることが推奨されている。以下の下線部が新たに加筆された箇所となる。

- ①助成金の獲得に対し、単に組織上の責任だけがある
- ②標準的な調査資料を提供する
- ③標準的な方法を共同研究者を教育する
- ④データ収集の際の技術的な協力だけをする
- ⑤器具や実験用動物の単なる提供といった、技術的な支援だけをする
- ⑥定期的なデータレコードの譲渡だけを行う
- ⑦ただ原稿を読むのみ内容について実質的な共同制作をせずに、ただ原稿を読むだけである
- ⑧刊行物が成立した機関や組織体を指導している

また、著者の序列については、それぞれの専門性に応じて統一的な基準を設けるよう指摘されており、共同研究についての注意も新たに以下のように喚起されている。

共同研究を十分な理由なく終わらせたり、公表にその同意を必要とする共著者として、明白な理由もなく成果の発表を妨げたりすることは、学術研究の善き実践の規則に違反する。発表の拒否は、データや方法、または成果に対する証明可能な批判によって理由付けられなければならない。共著者は、妨害となる同意の拒否が疑われる場合、オンブズマンまたはその委員会（提言5・16参照）に仲裁を依頼してもよい。もし妨害がオンブズマンの確信に至った場合、オンブズマンは他の研究者に「オンブズマン判断」により発表を許可してかまわない。

提言17 「内部告発」

新たに設けられた17項については解説の全文を記しておく。

学術研究上の逸脱行為の可能性に関する疑惑を適切な施設に告発する研究者は、学術研究

におけるセルフ・コントロールにとって不可欠な役割を果たしている。学術研究と施設を害するのは、根拠ある疑惑を表明する告発者ではなく、逸脱行為を犯す研究者である。それゆえ、告発者の訴えは職業上の不利益と研究上のキャリアの侵害に到ってはならない。とりわけ後進の研究者にとって、そのような告発が教育期間の延長や差し障りの原因になってはならないし、修了論文や博士論文の作成にいかなる不利益も受けはならない。このことは、労働条件と同様、契約の延長にも当てはまる。

告発者の訴えは善意から行われなければならない。不確実に、事実の十分な知識なしに非難が行われてはならない。逸脱行為に対する非難の軽率な対処や、故意による不適切な非難はそれにもまして、逸脱行為の姿の一つとなり得る。

匿名の告発の調査は、非難を受け付けた部署によって行われるべきである。原則的に、目的に適った調査は、告発者の名前を挙げることを要求する。告発者の名前は守秘されねばならない。告発された者に対する名前の公開は、そうしなければ告発された者が適切に身を守れないものであれば、個々の場合に要求され得る。

告発は、関係者全員によって守秘されねばならない。守秘義務は告発者と同様、疑惑を向けられた者にとっても有用である。逸脱行為の可能性について告発された疑惑の最終的な調査に先駆けて、告発された人物を前もって弾劾することは絶対に避けなければならない（これについては提言8を参照）。大学や研究施設に逸脱行為についての疑惑をあらかじめ指摘することなく、告発者がその疑惑をまず社会に向ける場合、手続きの守秘はもはや付与されない。調査を行う施設は、いかに守秘の侵犯に対処するかを、個々の場合に決定しなければならない。情報提供者が時期尚早に公開を行った結果として、告発された者の信望が失われることは甘受すべきではない。

逸脱行為を告発された者だけでなく、告発者もまた、機関の保護を必要とする。オンブズマンと同様、調査を行う施設も、この保護の思考を適切な方法で顧慮すべきである。また、証明されてない逸脱行為の場合にも、非難が明らかに根拠を欠いているのではない限り、告発者は保護されなければならない。

4 DFGによる説明

4-1 事務総長による説明

「補遺」の発表について、DFG事務総長ドロテー・ツヴォネク（Dorothee Dzwonnek）は2013年7月4日、メディアからの取材に対して以下の四つの補足事項を強調した⁸。

第一は、若手研究者に関する提言である。提言4において新たに「博士課程の学生に対して、指導者と同様の基準で研究者として扱うこと」が明記された。ツヴォネクは「研究上の責任を分担して引き受けさせるそのような配慮は、とりわけ学問・科学の不正行為の防止には重要なのです」と述べており、お互い対等な立場におかれた研究組織の成員がセルフ・コントロールを高め合い、それによって防止および自浄作用が發揮されることを期待している。

第二は提言17として新たに設けられた「内部告発者」に関する項目である。DFGは学問および科学におけるセルフ・コントロールの促進を基本理念にすえている。内部告発者が密告者として研究組織のなかで不当な扱いを受けることを防止するために、告発者への支援と保護とを明記した。

第三はオンブズマン制度の強化である。DFGはオンブズマンへの新たな研修機会を開催し、

かつ大学がオンブズマンの委員会を引き受けることを奨励する（提言5）。研究不正行為の調査は高度な専門性および公開性を要求されるものであり、オンブズマン制度はドイツの取り組みの根幹を担っているという認識が示されている。

第四は、研究不正行為に対する手続きの強化である。「あらゆる大学・研究機関は、すべての手続きの実施のために最長期間を得るように努めるべきである」（提言8）と示された通りDFGは手続きに十分な時間が確保されることを明記している。これに加えて、たとえ入り組んだ手続きであっても、関係者すべての利益を守るという観点から、予測しうる期間内で手続きを終了することを推奨している。また、今回の改訂においては「規制や手続きが十分な法的基礎を持つこと」も推奨されており、手続きの厳密化への方針も示されている。

ツヴォネクは改訂の重要性について「改訂によって、DFGは、学問・科学的な誠実さに対する弁護人であることが再び証明されたわけですが、この改訂によって私たちは、研究の質的保証を標準化していくことに大きく近づいていると言えます。重要なことは、この改訂に向けての、学問・科学における迅速かつ無条件な転換なのです」と述べて、大学および研究機関におけるセルフ・コントロールが「補遺」によって自発的に強化および制度化していくことへの期待を表明した。

4-2 DFG本部でのインタビュー

ボン本部でのインタビュー調査は2013年8月30日（金）に藤井と山本とによって実施された。インタビュイーは法務担当のA博士と実務担当のB氏である。主たる質問とそれに対する回答の概要をQA方式で記しておく。

Q 1 「1998年の提言以降、ドイツにおいて研究倫理の問題はどのような状況にあるか？」

A 1 「グッテンベルクの事件によって研究界が衝撃を受け、研究倫理を見直す必要性を強く感じた。また、昨今は研究界に対してメディアを通じた社会的圧力が高まっている。ドイツでは研究界内外から改めて研究倫理システムをチェックする必要性が叫ばれていた状況にあった。」

Q 2 「なぜ2013年という時期に改訂を行ったのか？」

A 2 「提言の内容についていえば、1998年版から10年以上が経過し、時代の変化によって顕在化した課題を埋めたのが2013年版といえる。例えば新たに加筆された内部告発者に関する項目は1998年当時には重要だと考えられていなかったものであるが、今回の改訂では中心点となっている。また、より実践向けに補足されたという側面もある。2013年は提言を実践に移していく時期であると考えている。」

Q 3 「オンブズマン制度についてどう考えているのか？」

A 3 「オンブズマンはDFGの助成金受給者を含む、大学のすべての研究者と関わり合う存在であり、その存在を通じてDFGの研究倫理の考え方は浸透していくものと期待している。オンブズマン制度は1970年代からスウェーデンの取り組みを参照にドイツに取り入れられた制度であり、今回の改訂でも重点を置いた部分である。」

Q 4 「なぜ英語版も公刊しているのか？」

A 4 「研究不正行為は国や地域を超えて不正であるという意味で一般性を有しているし、国や地域を越えたグローバルな課題であると考えているからである。研究者であれば誰でも知っておくべきであるという認識を我々は持っている。補遺についても2013年中に英語版を公開する予定だ」

Q 5 「今回の改訂についてどのような反応があるのか？」

A 5 「補遺に対する一般的な見解は知らない。また他の学術団体などはそれぞれ独立して存在しているため、組織的には通じていない。」

Q 6 「研究不正行為は増加傾向なのか？」

A 6 「DFGは自分たちが助成した研究プロジェクトに関する統計データしか持っておらず、ドイツ全体における研究不正行為について正確な数字はわからない。ただし、メディアなどの報道を見る限り、研究不正行為が増加しているという認識は持っている。DFGは、不正が起こらないように防止策を施すとともに、不正が起った場合にどう対応・調査するのかを予め明らかにする責務があると考えている。」

Q 7 「国際的にみても研究倫理への関心が高まっているが、他国と比較した際のDFGの特色は何か？」

A 7 「DFGの取り組みの優れている点は他国の取り組みと比べて、研究不正行為に対する手続きを細かく規定している点にあり、また透明性・公開性を担保しながら、研究不正行為を防止しようとしている点にあると考える。」

Q 8 「研究不正行為が明らかとなった場合にはどのような対応をとっているのか？」

A 8 「研究助成への応募資格の停止、助成の撤回、出版物の訂正や撤回、DFG委員会メンバーからの除籍、投票権の停止などがある。これまでには助成金の返済を求めたケースについては聞いたことがない。」

Q 9 「若手研究者とはどの学位レベルを指すのか？」

A 9 「DFGの提言では博士号取得を目指す学生からを対象としているが、こうした教育・啓蒙活動は学部学生から対象とすべきであると考えている。」

Q10 「DFGの提言の後、他の学術団体も提言を出しているが関係があるのか？」

A10 「DFGの提言の後、ドイツ大学長会議（HRK）なども研究倫理に関する提言を出しているがそれらについては関知していない。それぞれ関係団体の事情がある。ただし、DFGが最初に公刊したことについては意義が見いだされる。最初に公刊するということは少なくとも先行したモデルとなるからである。」

Q11 「提言の項目のなかで特に重要な項目はどれか？」

A11 「どれも重要な項目に違いはないが、私たち二人の考えは提言2の各研究機関でルール

化を進めることと提言7の研究データを10年間きちんと保管しておくことは特に重要だと考えている。また、研究不正行為というとネガティブな問題ばかりを扱っているような印象もあるが、優れた研究を支援していくというポジティブな役割を果たしていくことが重要だと考えている。」

おわりに

2013年7月に公表された「補遺」において、DFGは新たに「研究公正のための欧州行動規範」(The European Code of Conduct for Research Integrity) および「研究公正の原則に関する宣言:グローバル・リサーチ・カウンシル・2013年5月」(Statement of Principles for Research Integrity, Global Research Council Mai 2013) に批准することを巻末に補足として示している。戦後ドイツは実務的にはヨーロッパを主導する役割を果たしながらも、大国主義のレッテルをかわすためにEU諸国との融和策を進めながら「学術外交」を進展させてきた。ヨーロッパ最大の研究助成機関であるDFGもまた欧州科学財団(ESF)の動向と歩調を合わせつつ、国際研究組織の構築およびその発展を支援しようとしている。今後、研究不正行為に対するドイツ的な取り組みがEUのなかでどのように受容あるいは評価されていくかを分析することは日本が取り得べきオルタナティブの参考事例となろう。

また、伝統的にドイツの大学および研究機関は自主性および自律性の文化を保持しつつ、オンブズマン制度に代表されるように「透明性」、「公開性」を原理とした防止策を推進してきた。今回の改訂による「内部告発者」に関する提言導入はそうした方向性の堅持を示すものといえる。その一方で、インターネットを利用した剽窃については、どの程度効力を有するものであるかについては疑問の声もあがっている。こうした新たな問題についてはDFGがすべてにおいて即座に対応していくのではなく、ドイツ大学長会議(HRK)のガイドライン策定や各大学での倫理綱領および行動指針の改訂作業といったプロセスを循環させることを通じて、ドイツの研究文化に即した「善き学術実践」のシステム構築が追求されていくこととなろう。そこには法化によるハードウェアとしての堅調さはないかもしれないが、伝統的に守られてきた研究界の自由な気風を損なわないソフトウェアとしての柔軟さが認められるように思われる。

今回の調査においてはスケジュールの都合があわず、DFGオンブズマンの一人であるレーヴェル教授(Wolfgang Löwer)へのインタビューはかなわなかった。研究不正行為に対するオンブズマン制度の利点、評価、今日的な課題について、また大学を含めた個別の研究機関の取り組みの分析については他日を期したい。

謝辞

本研究は日本学術振興会の科学研究費補助金（基盤研究(B)、23330222）「知識基盤社会におけるアカデミック・インテグリティ保証に関する国際比較研究」（代表：羽田貴史）の支援により実施されました。本研究の調査にあたりDFG日本代表部のヴォルフガング・フォイト(Wolfgang Foit)代表、日本学術振興会ボン研究連絡センターの小平桂一センター長および大川晴美副センター長、アレクサンダー・フォン・ファンボルト財団のゾンヤ・スパル(Sonja Spal)さんからご助言・ご協力をいただきました。記して感謝申し上げます。

註

-
- ¹ Deutsche Forschungsgemeinschaft, Empfehlungen zur Sicherung guter wissenschaftlicher Praxis, 1998. 同提言の英語版についても DFG のホームページより閲覧できる。執筆者は「DFG 提言」(1998) および「補遺」(2013) の翻訳作業も進めており(2013年10月現在)、本年度中に公表する予定である。
- ² 近年、日本においても研究倫理や研究不正行為に関する比較国際研究が進んでいる。そのなかでドイツについては1998年に出されたDFG提言が紹介されるに留まっており、まとまった論稿はそれほど多くない。そのなかでもっとも詳細かつ網羅的な研究成果として山崎茂明『科学者の不正行為—ねつ造・偽造・盗用』丸善, 2002年、徳本広孝「研究者の不正行為とオンブズマン制度：ドイツの取り組み」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』2(3), 2006年, 61-73頁がある。本論文はこれら先行研究の成果に学びながら、ドイツにおける新たな動向を考察しようとするものである。本論文ではDFGを中心に論稿をまとめ、今後はドイツ大学長会議(HRK) および各大学での取り組みについても研究を進める予定である。
- ³ 近年では論文が剽窃を含んでいる可能性を検証するサイト「ヴロニプラーカ・ウィキ」(VroniPlag Wiki) なども開発・公開されており、博士号を持つ政治家に対する剽窃疑惑の指摘が相次いでいる。
- ⁴ Hans-Christoph Keller und Frank van Bebber, Wer Alarm gibt, darf nicht bestraft werden, *duz Magazin*, 06/13, 31. Mai 2013, <http://www.duz.de/duz-magazin/2013/06/wer-alarm-gibt-darf-nicht-bestraft-werden/178>. (2013年10月6日最終アクセス)
- ⁵ DFGが「補遺」を発表するにいたった背景には、2012年10月に研究助成・実施機関で構成された「サイエンス・ヨーロッパ」(Science Europe)、およびそれを受け2013年5月に開催された第二回「グローバル・リサーチ・カウンシル」(Global Research Council)において「リサーチ・インテグリティ」に関する集中的な議論が行われたことも影響している。
- ⁶ 世界的に有名な物理学者マックス・プランク (Max Karl Ernst Ludwig Planck) の名を冠したマックスプランク協会 (Max-Planck-Gesellschaft) は、独立した非営利研究機関であり、主として自然科学および人文科学における基礎研究を担っている。フランホーファ協会 (Fraunhofer-Gesellschaft) は民間企業、公営企業を中心とした応用研究を推進し、80以上の研究ユニットを擁しており、応用研究においてはヨーロッパ最大の研究機関とされる。同研究所においては、工業・サービス部門の企業、官公庁から委託研究に加えて、関連情報の提供等も行っている。ヘルムホルツ協会 (Helmholz Gemeinschaft) は、現代社会が直面している課題解決のための科学技術研究を推進しており、同協会は17の科学技術・生物医学研究センターを有している。ライプニッツ協会 (Leipnitz Gemeinschaft) は、社会の重要な研究テーマを総合的に研究する87の研究所が所属する機関であり、同研究所においては研究環境の各種研究上の支援(紹介、コンサルティング、技術移転など)が行われている。
- ⁷ OECD Global Science Forum, *Best Practices for Ensuring Scientific Integrity and Preventing Misconduct*, 2007, <http://www.oecd.org/dataoecd/37/17/40188303.pdf>, pp. 2-5. (2013年10月6日最終アクセス)
- ⁸ DFG legt überarbeitete „Empfehlungen zur Sicherung guter wissenschaftlicher Praxis“ vor, *Pressemitteilung*, Nr. 27, 4. Juli 2013.

http://www.dfg.de/service/presse/pressemitteilungen/2013/pressemitteilung_nr_27/index.html. (2013年10月6日最終アクセス)